

蒲郡市成年後見センターが行う業務内容

センターでは、成年後見制度を皆さんに知っていただき、また、多くの方に利用していただくため、次のような業務を行っています。



相談（無料）



相談員による相談

電話や窓口で、成年後見制度に関する「相談」をお受けします。成年後見制度を利用するための手続や申立てに関するアドバイスを行います。

親族後見人への支援

すでに後見人等になられている親族の方の悩みや相談をお受けし、後見活動を応援します。

成年後見制度の普及・啓発

市民向けの講演会を開催したり、蒲郡市内の関係団体への啓発・説明会を行ったりします。（「蒲郡市なんでも出前講座」に講座登録有り）

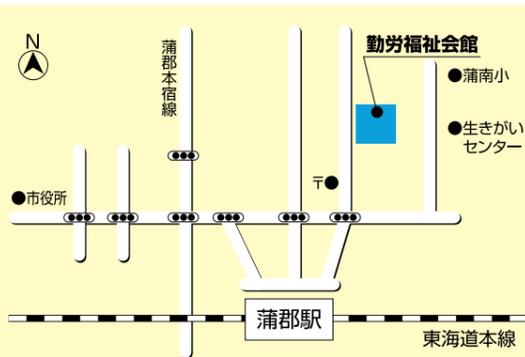
法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）の業務を行います。

こんな業務も行っていきます。

日常生活自立支援事業

成年後見制度の利用対象とまらない程度の判断能力の方で、頼れる親族がいないなどの理由により、日常生活を送ることが難しい方に対して、安心して住み慣れた地域で生活することができるよう、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理のお手伝いなどを行います。



アクセス JR 蒲郡駅から徒歩 5 分
開設日 月曜日～金曜日
(祝・年末年始は除く)
開設時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
〒443-0056
愛知県蒲郡市神明町18番4号
蒲郡市勤労福祉会館内
TEL0533-69-3911 FAX0533-69-3993
Eメール:syafuku@nrc.gamagori.aichi.jp
※面談をご希望の方は事前に電話予約をおねがいします。

社会福祉法人 蒲郡市社会福祉協議会

蒲郡市成年後見センター

R3.04

～あんしんの街・がまごおり～

蒲郡市成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、ご本人で契約や財産管理などをすることが難しい方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して過ごせるように「成年後見制度」の利用をお手伝いします。



こんなときは、ご相談ください。

- 財産** 訪問販売などの悪徳商法の被害を受けている
物忘れがひどくなり金銭・財産管理が不安
年金が本人のために使われていない
財産の相続手続が困難
- 契約** 福祉サービスの利用契約が難しい
サービスを利用しているが本人の希望が尊重されていない
- 将来** 障がいのある方を見守る親族が亡くなった後が心配
子がいないので今後の財産管理が不安
- 制度** 成年後見制度について詳しく知りたい
成年後見制度の申立手続がわからない

社会福祉法人 蒲郡市社会福祉協議会

成年後見制度とは？

判断能力が不十分な方（認知症、知的障がい、精神障がいなどにより）は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、ご本人だけで行うことは難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な方のために、法律上の支援者を選び、支援者がご本人を支援するのが成年後見制度です。

支援者を「成年後見人等」と呼びます。

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。

成年後見人等の役割は何ですか？

成年後見人等の業務は「財産管理」と、生活や療養看護に関する「身上保護」です。家庭裁判所又は成年後見監督人の監督を受けながら、生活・医療・介護・福祉など、ご本人の身のまわりの事柄に目を配ってご本人を保護・支援します。

財産管理

財産の保全と管理、預貯金の出し入れをはじめ、不動産処分や遺産分割、賃借契約などについての助言や支援をします。



身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き、費用の支払いなど日常生活に関わる契約などの支援をします。ただし、食事の世話や実際の介護などは行いません。



成年後見人等はどのような人が選ばれるのでしょうか？

成年後見人等は、ご本人のためにどのような保護・支援が必要かなど事情に応じて家庭裁判所が選任します。ご本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家（弁護士や司法書士、社会福祉士など）や、公益社団法人、社会福祉法人などが選ばれる場合があります。成年後見人等が複数選ばれることや、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

成年後見制度利用の流れ

任意後見制度

判断能力が不十分になった時に備えて、本人に代わって誰にどのような援助をしてもらうか、あらかじめ自ら決めておく制度です。

（判断能力に問題がない）

今はひとりで決められます



将来のことが心配

公証人役場で任意後見契約を結びます

判断能力が十分でなくなってきた

申立て

選任

任意後見監督人

監督



任意後見人

任意後見契約であらかじめ決めておいた財産管理や身上監護に関する法律行為を代わって行います。

法定後見制度

本人の判断能力の程度に応じて、3つの支援内容に分かれます。

援助が必要な場合もあります



補助

重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要があります。物忘れがあり、本人にもその自覚があります。

申立て

必ず本人の同意が必要です

選任



補助人

申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為を代わって行います。重要な法律行為の一部を同意したり、取り消したりします。

常に援助が必要です



保佐

日常的な買い物はできますが、重要な財産管理はできません。本人が自覚しない物忘れが、しばしばあります。

申立て

必ず本人の同意が必要です

選任



保佐人

申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為を代わって行います。重要な法律行為に同意したり、取り消したりします。

判断能力がほとんどありません



後見

日常的な買い物もできません。重度の認知症や障がいにより、常に介護が必要な状態です。

申立て

選任



成年後見人

日用品の購入等、日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を代わって行い、必要に応じて取り消したりします。

お住まいの地域の家庭裁判所

家庭裁判所

①申立て

- 申立てができる人
本人・配偶者・四親等内の親族
市長（身寄りがない場合）
- 必要なもの
診断書等・申立書・戸籍謄本・住民票・登記事項証明書・本人の財産と収支についての資料など
- 法定後見申立てに必要な費用
・申立手数料（収入印紙）800円
・登記手数料（収入印紙）2,600円
・郵便切手 3,000円程度
・診断書作成料 3,000円～10,000円
・鑑定料 30,000円～100,000円程度
（鑑定が省略された場合は必要ありません）
*あくまで参考の金額です。

②審判手続

家庭裁判所は申立書類を確認し、本人や申立人に面接するなどして調査や問い合わせを行います。本人の判断能力について医師による鑑定が行われることもあります。

③審判

成年後見人等や後見内容を決定します。必要に応じ、成年後見人等を監督する監督人が選ばれることもあります。

④告知・通知

本人と申立人および成年後見人等に選ばれた人へ、審判の結果が通知されます。

⑤成年後見登記

東京法務局にて本人・成年後見人等の登記がされます。戸籍には記載されません。